

## 報告第 3 号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 5 年 1 月 26 日
- 2 損害賠償額 計 1, 378, 886 円
- 3 相手方 市内在住者（計 2 人）
- 4 事故の概要 令和 3 年 12 月 27 日午後 6 時頃、市内前川 226 番 3 付近において、市道 4802 を歩行していた相手方が、市道 4265 へ左折したところ、道路脇の水路へ転落し、負傷した。